

## 【雲南市加茂B&G海洋センター プール会員規則】

### 第1条 (定義)

本規則によって定める条項は「雲南市加茂B&G海洋センター」(以下「本センター」という)に適用されるものとします。また、「雲南市都市公園条例」、「雲南市都市公園条例施行規則」を上位規則とし、誰もがより安心して安全にご利用いただくためのものです。

### 第2条 (運営管理)

本センターの運営管理は、株式会社キラキラ雲南(以下「管理者」という)が行います。

### 第3条 (目的)

本センターは、スポーツ・身体活動を通じて市民の誰もが、幸福で豊かな生活を営むことができる健康づくりをサポートすることを目的とします。

### 第4条 (プール会員制度)

- (1) 本センターは、プログラム会員、1か月会員、3か月会員、1年会員、家族会員、企業会員をプール会員とします。
- (2) プール会員は、本センターが定める諸注意を遵守しなければなりません。
- (3) プール会員は、利用にあたり、本センターの指示に従わなければなりません。

### 第5条 (家族会員)

- (1) 家族会員は、正会員と同居している親族に限ります。
- (2) 1回の最大利用人数は、4名までとします。
- (3) 家族会員は、専用カードを受付で提示してください。

### 第6条 (企業会員)

- (1) 企業会員は、社員の福利厚生にご利用いただけます。
- (2) 1回の最大利用人数は、10名までとします。
- (3) 企業会員は、専用カードを受付で提示してください。

### 第7条 (入会資格)

本センターのプール会員の入会資格は、第3条に賛同し、次の各項に該当する方で、本センターが認めた方とします。

- (1) 本規則および諸注意を遵守する方
- (2) 未成年者の場合には保護者の同意が得られた方
- (3) 障がい者の場合には保護者の同意が得られた方
- (4) 刺青、タトゥーのない方
- (5) 暴力団関係者でない方
- (6) 日本在住の方
- (7) 医師に運動を禁止されていない方で、健康に問題がないと自己申告できる方
- (8) 伝染病、感染症、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方

## 第8条 (入会手続き)

- (1) 本センターのプール会員に入会しようとする方は、本規則を承認したうえで、所定の入会手続きを行い、本センターが入会を承認し、諸費用を納入し、利用開始日が到来したときに、プール会員資格を取得し入会できるものとします。
- (2) 未成年者または障がい者の方が入会する場合は、保護者の同意を得て所定の入会手続きを行い、本センターが入会を承認し、諸費用を納入し、利用開始日が到来したときに、プール会員資格を取得するものとする。この場合、保護者は本規則に基づく責任を本人と連帯し負うものとします。

## 第9条 (諸費用)

- (1) プール会員種別毎の諸費用は、プール利用料金表に定めます。
- (2) プログラム会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込むプール会員種別に応じてそれぞれの諸費用を払い込むものとします。
- (3) プール会員は、施設利用の有無にかかわらず、自ら所属するプール会員種別において必要となる諸費用を支払うものとします。
- (4) いったん納入いただいた諸費用は、法令の定めまたは管理者が認める理由がある場合を除き、返還できません。

## 第10条 (諸費用の改定)

- (1) 管理者は、別に定める諸費用を改定することができます。
- (2) 前項の改定を行う場合は、1ヶ月以上前にプール会員に対し掲示し、通知します。

## 第11条 (会員証)

- (1) 本センターは、プール会員に対し会員証を発行します。
- (2) プール会員は、本センターの利用に際し、会員証を提示しなければなりません。
- (3) プール会員証は、家族会員、企業会員を除き、本人以外の使用はできません。
- (4) プール会員証を紛失した場合は速やかに本センターで再発行の手続きをとらなければなりません。

## 第12条 (プール会員資格の譲渡、貸与)

本センターのプール会員資格は、本人限りとし、譲渡、貸与をすることができません。

## 第13条 (禁止事項)

プール会員は、本センター内および近隣地域にて第三者や施設スタッフ、本センター、管理者に対して以下に定めた禁止行為をしてはいけません。

- (1) 誹謗中傷
- (2) 暴力行為
- (3) 恐怖を感じる危険行為
- (4) 備品の持ち出し
- (5) ストーカー行為
- (6) 法令や公序良俗に反する行為
- (7) 刃物や危険物の持ち込み
- (8) 物品販売、営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
- (9) 高額な金銭、貴重品の持ち込み
- (10) 本センター内の秩序を乱す行為

(11) その他、本センターがプール会員としてふさわしくないと認める行為

#### 第14条 (入場禁止、退場)

本センターは、プール会員が次の各項に該当すると判断した場合は、その会員の入場を禁止および退場を命じます。

- (1) 第7条の入会資格を喪失した場合
- (2) 本センターの規則、諸注意に違反した場合
- (3) 第13条各項の禁止事項を行った場合
- (4) 酒気を帯びている場合
- (5) その他、本センターが運営上支障を生じると判断した場合

#### 第15条 (損害賠償責任免責)

管理者および本センターは、プール会員が本センター内および駐車場で発生させた人的、物的事故並びに盗難、紛失及びその他の事故について、管理者および本センターに故意または重大な過失がある場合を除き、一切の損害賠償の責を負いません。

#### 第16条 (プール会員の損害賠償責任)

プール会員が故意または過失によって本センターの施設、物品等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければなりません。

#### 第17条 (諸手続き)

- (1) プール会員は、入会申込書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。
- (2) 管理者および本センターより、プール会員の住所宛に通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛におこない、会員の届出情報の不正確であることによる未達の責は負いません。

#### 第18条 (退会・休会)

- (1) プール会員が自己都合により本センターを退会・休会する場合は、利用終了月の15日までに、所定の退会・休会手続きを行うことで、退会・休会するものとします。
- (2) **休会期間は、最大3か月までとします。**
- (3) 諸費用の未納金がある場合は、第1項の退会・休会手続き時に完納するものとします。
- (4) 退会・休会月の会費は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。
- (5) プール会員証は、施設の最終利用時に返却するものとします。

#### 第19条 (プール会員に対する除名処分)

プール会員が以下の各項に該当した場合、本センターはその会員に対して警告あるいは除名することができます。

- (1) 第7条の入会資格を喪失した場合
- (2) 本センターの規則、諸注意に違反した場合
- (3) 第13条の禁止行為を行った場合
- (4) 諸費用の支払を連続して2ヶ月怠った場合
- (5) 法令に違反した場合

(6) その他、管理者または本センターがプール会員としてふさわしくないと認めた場合

## 第20条 (プール会員資格の喪失)

プール会員は以下の各項に該当した場合、プール会員資格を喪失し、プール会員としてのいかなる権利も喪失します。

- (1) 第18条に定める退会手続きが完了したとき
- (2) 第19条により本センターに除名されたとき
- (3) プール会員本人が死亡されたとき

## 第21条 (営業日、営業時間)

- (1) 営業日、営業時間、休館日については、別に定めます。
- (2) 本センターは、運営管理上、営業日、営業時間を変更する場合があります。
- (3) 営業日、営業時間の変更がある場合は、プール会員に対して掲示し通知します。

## 第22条 (休業)

管理者は、以下の理由により本センターの全部または一部を休業することができます。休業が予定される場合は原則として1ヶ月以上前にプール会員に対し掲示し、通知します。この場合、休業の原因、理由、期間等により、法令の定めまたは管理者が認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減、免除されることはありません。

- (1) 天候、災害、事故、その他やむを得ない理由などにより営業が困難と本センターが判断したとき
- (2) 施設の点検、修理、または改修などが必要な場合
- (3) プール会員の安全確保のため、本センターが必要と判断した場合
- (4) その他、法令に基づく行政指導による場合など、重大な事由でやむを得ないと管理者が判断したとき

## 第23条 (紛失物、忘れ物など)

- (1) プール会員が本センターの利用の際に、生じた紛失物や忘れ物、放置物については、管理者および本センターは一切の損害賠償、補償等の責を負わないものとします。
- (2) 本センター内での忘れ物、放置物等は原則として1ヶ月保管したあとに処分します。

## 第24条 (規則の改定)

本センターは、規則等を必要に応じて改定することができます。なお改定を実施する場合は、1ヶ月以上前に掲示することで通知されたものとし、改定した規則等の効力は全てのプール会員へ及ぶものとします。

## 第25条 (通知方法)

本規則に関するプール会員への通知は、本センター内へ掲示する方法で行います。

## 第26条 (発効)

本規則は、平成30年6月30日制定

平成30年7月1日発効